

# 医療情報取得加算に関する掲示

外来診療における医療情報取得加算について、当院では次のような取組を行っています。

- 当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、患者さまに対し、受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。
- 国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年6月1日より、下記のとおり診療報酬点数を算定しております。マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

診療情報取得加算	点数
初診時	1点 (月1回に限る)
再診時	1点 (3カ月に1回に限り算定)

管理部門	承認	院長	掲示期間
総務課	沖田	高野	2025.6.1 ~